

○環境省告示第七十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第九条の六第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号二、同表第二号ハ及びニ並びに同表第三号ニ並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第九条の六第三項の規定に基づき、同法第九条の六第二項の届出に係る未査定液体物質を次のように査定したので、同令第二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年十月十六日

環境大臣 齊藤 鉄夫

海洋環境の保全の見地から海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第二号イに掲げるY類物質と同程度に有害である物質は、フタル酸ジ―二―エチルヘキシルとし、同表各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、二十五とする。